

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改正が行われます

LPガス販売事業者と契約する際の注意点

2024年7月2日施行 気をつけていただきたいこと **1**
LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

- 液石法施行規則第16条第15号の3、4 正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**
 LPガス販売事業者は、賃貸住宅の大家さん等とガス契約を自己と締結させることを目的として、大家さん等に対し正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。
- 液石法施行規則第16条第15号の5、6 消費者のLPガス販売事業者選択を阻害する恐れのある、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約締結等の**禁止**
 LPガス販売事業者は、賃貸住宅の大家さん等との間でLPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。

LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること、または応じた場合は違法となる恐れがあります。また、入居者にとって不利益が生じる可能性が高く、皆さまにとっても不利益になりかねませんので十分ご注意ください。

液石法第100条第1号の2
LPガス販売事業者が罰則の対象となる。(30万円以下の罰金)


 エアコン


 インターネット (Wi-Fi)


 インターフォン

2024年7月2日施行 気をつけていただきたいこと **2**
LPガス料金表等の提示の徹底

液石法施行規則第16条第15号の2
 賃貸住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択できず特定のLPガス販売事業者と契約を締結しなければならなかったために、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しています。トラブルを防ぐため、契約締結前に入居者へ**LPガス料金表等の提示**をお願いします。

2025年4月2日施行 気をつけていただきたいこと **3**
LPガス料金は3部料金制です

LPガスの3部料金制

基本料金	ガスの使用量に関係なく発生する料金
+	
従量料金	ガスの使用量に応じて発生する料金
+	
消費設備料金	ガス器具等LPガス消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用 ※賃貸住宅の場合は「該当なし」と記載 LPガス器具等はオーナー様にご負担いただき、入居者には 請求できない ことになりました。

× 施行日以降にLPガス販売契約をした入居者に対し、LPガス料金を請求するときは配管及びガス器具等、LPガス消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上**禁止**)。

LPガス販売事業者と契約を結ばれる場合、設備費用については大家さんがご負担いただくなど、法令に基づく適切な契約をお願いします。

参考資料:一般社団法人 全国LPガス協会「LPガス商慣行是正に向けた制度改正案内」

賃貸借契約書の貸主控え 郵送方法変更のお知らせ

拝啓、時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
 平素は、特に賃貸住宅管理運営業務に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、以前より賃貸借契約書のオーナー様控えを月次の精算書に同封しておりましたが、業務見直しに伴い2024年7月より契約締結後、賃貸借契約書のオーナー様控えは手続きを行う担当店舗より郵送いたします。お手元に到着されましたら、ご確認いただき解約まで保管ください。オーナー様へはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 今後も、より一層のサービス向上に取り組んでまいりますので引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具